

令和 8 年 9 月 18 日

令和 8 年度三重地方最低賃金審議会三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記 5 によりお申し込みください。

記

1 日 時

- (1) 第 2 回専門部会 令和 8 年 10 月 9 日 (金) 午前 10 時 00 分から
- (2) 第 3 回専門部会 令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分から (予定)
- (3) 第 4 回専門部会 令和 8 年 10 月 19 日 (月) 午後 1 時 30 分から (予定)

なお、結審された場合、それ以降の部会は開催されませんのでご留意ください。

2 場 所 津市島崎町 327 番 2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 議 題

- (1) 金額検討
- (2) その他

4 傍聴者 各専門部会につき 8 名まで

5 要 領

- (1) 傍聴希望者は、住所、氏名、電話番号、所属、第 2 回から第 4 回のうちいずれの回の専門部会の傍聴を希望するかを記入の上、電子メール等 (返信先を明記) にて下記の宛先までお申し込みください。

申込み締め切り日時は、下記アからウのとおりです。

- ア 第 2 回専門部会 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 15 時 (必着)
- イ 第 3 回専門部会 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 15 時 (必着)
- ウ 第 4 回専門部会 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 15 時 (必着)

〈申し込み先〉

三重労働局労働基準部賃金室

〒514-8524

津市島崎町 327 の 2 津第二地方合同庁舎

電子メール: chinginshitsu-miekyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方には後日電子メール又は封書により通知書を送付いたしますので、当選された方は、当日その通知書を持参してください。
- (3) 当日は、審議会の開始 10 分前までに津第二地方合同庁舎 1 階ロビーにお越しください。審議会開会後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、当日、ご本人確認をさせていただく場合がありますので、傍聴者ご本人であることがわかるもの（運転免許証等）をお持ちください。
- (4) 結審された場合、以降の部会は開催されません。その際は電話、電子メール等により事務局から傍聴希望者あて連絡させていただきます。

6 その他

- (1) 都合により、会議の開始時刻が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- (2) 専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。
個別の協議等が始まる前に、事務局の指示により審議会場より退出頂きますようお願いします。
再び入出可能となった際は、事務局よりお声掛けさせていただきますので、引き続き傍聴を希望される方は 1 階ロビーにてお待ちください。
(待ち時間が長時間に及ぶ可能性もありますのでご了承ください。)
- (3) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- (4) 車椅子をご使用の方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。又、介助者同行の場合には、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

担当 : 三重労働局労働基準部賃金室
TEL 0 5 9 - 2 2 6 - 2 1 0 8

審議会傍聴に当たっての遵守事項

感染症の拡大防止のため、以下の事項についてご協力をお願いします。

- ・当日は手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の風邪の症状が見られる方は、傍聴をお控えいただくようお願いいたします。

- 1 事務局の指定した席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した席以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や、ビデオカメラ・音声レコーダー・盗聴マイク等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット・はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内には持ち込めません。
- 9 他者に危害を与えるような危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び三重地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

三重地方最低賃金審議会